

ブルガリア

意匠法

2010年5月11日官報 No. 35 により改正

2011年2月12日施行

目次

第1章 総則

- 第1条 主題
- 第2条 適用範囲
- 第3条 工業意匠
- 第4条 創作者権
- 第5条 代理
- 第6条 手数料
- 第7条 ファイル
- 第8条 工業意匠国家登録簿
- 第9条 工業意匠国家登録簿の閲覧

第2章 法的保護

第I節 登録

- 第10条 意匠権の取得
- 第11条 登録の根拠
- 第12条 新規性
- 第13条 独自性
- 第13a条 複合製品の一部である製品の意匠の新規性及び独自性
- 第14条 新規性に影響を及ぼさない発表
- 第15条 登録の有効期間
- 第16条 出願をする権利及び登録を受ける権利
- 第17条 職務意匠
- 第18条 法的保護の範囲
- 第19条 意匠権の内容
- 第20条 意匠権の制限
- 第21条 意匠権の消尽
- 第22条 意匠権の保有
- 第23条 先使用

第II節 処分

- 第24条 移転
- 第25条 先使用に起因する権利の移転
- 第26条 ライセンス契約

- 第 26a 条 担保の対象としての工業意匠権
- 第 26b 条 特別質権の対象としての工業意匠権
- 第 26c 条 破産財産における工業意匠権

第 III 節 登録の失効及び無効

- 第 27 条 登録の失効
- 第 28 条 意匠権の放棄
- 第 29 条 登録の無効
- 第 30 条 無効の法的効果

第 3 章 特許庁における手続

- 第 31 条 出願
- 第 32 条 出願の内容
- 第 33 条 複合出願
- 第 34 条 出願の分割
- 第 35 条 優先権
- 第 36 条 方式審査
- 第 36a 条 出願公告(廃止)
- 第 36b 条 意匠登録に対する異議申立(廃止)
- 第 37 条 登録手続
- 第 38 条 出願の取下, 限定及び変更
- 第 39 条 登録更新
- 第 40 条 所有者の名称及び宛先の変更
- 第 41 条 紛争の審理
- 第 42 条 期限
- 第 43 条 審判請求及び無効請求の内容
- 第 43a 条 審判請求及び無効請求に関する容認可能性及び方式遵守についての審査
- 第 44 条 審判請求に関する決定
- 第 45 条 無効請求に関する手続
- 第 46 条 期間の延長
- 第 47 条 期間の回復
- 第 48 条 公報による公告
- 第 48a 条 登録公告の延期
- 第 48b 条 公告請求
- 第 48c 条 延期期間満了後の公告
- 第 49 条 裁判所事項

第 4 章 ヘーグ協定の手続に基づく工業意匠の登録

- 第 50 条 工業意匠の国際登録
- 第 51 条 国際登録の有効期間
- 第 52 条 特許庁における手続

- 第 53 条 国際出願
- 第 54 条 ブルガリア共和国を本国とする国際出願

第 4A 章 共同体意匠

- 第 54a 条 共同体意匠の登録及び効力
- 第 54b 条 共同体意匠出願
- 第 54c 条 共同体意匠の保護
- 第 54d 条 決定に係る補足的適用

第 5 章 民事上の法的保護

- 第 55 条 意匠権の侵害
- 第 56 条 権利主張の権利
- 第 57 条 侵害に係る権利主張
- 第 57a 条 補償金の査定
- 第 57b 条 補償金の特例
- 第 57c 条 侵害の対象である製品の差押
- 第 57d 条 責任
- 第 57e 条 権利主張及び保全手続における証拠の提供
- 第 57f 条 侵害に基づく，出所及び販売網に関する情報の請求
- 第 57g 条 仮措置
- 第 58 条 職務意匠に関する請求
- 第 59 条 先使用に関する請求
- 第 60 条 創作者及び共同創作者の地位に関する請求
- 第 60a 条 保全措置
- 第 61 条 管轄権

第 6 章 国境規制措置

- 第 62 条 適用範囲
- 第 63 条 国境規制措置の適用条件
- 第 63a 条 税関当局の発意による行為
- 第 64 条 追加規則
- 第 64a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用

第 7 章 行政罰責任

- 第 65 条 行政侵害及び処罰
- 第 66 条 侵害の成立
- 第 67 条 職員の権限
- 第 68 条 協力義務
- 第 69 条 行政罰の賦課及び執行
- 第 70 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の適用

追加規定

§ 1

§ 1a

経過規定及び最終規定

§ 2

§ 3

§ 4

§ 5

§ 6

§ 7

§ 8

§ 9

§ 10

§ 11

§ 12

§ 13

§ 14

§ 15

経過規定及び最終規定

§ 32

§ 33

§ 34

租税保険手続法典の経過規定及び最終規定

§ 88

行政訴訟法典の経過規定及び最終規定

§ 142

工業意匠法の改正及び追加の法律の経過規定及び最終規定

§ 28

§ 29

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定

§ 61

租税保険手続法典の改正及び追加に関する法律の経過規定及び最終規定

§ 68

工業意匠に関する法律の改正及び追加に関する法律の経過規定及び最終規定

§ 41

§ 42

§ 43

§ 44

第1章 総則

第1条 主題

- (1) (旧第1条本文-SG 17/03)本法は、工業意匠の登録のための条件及び手続、登録から生じる権利並びにそれらの権利の保護について規定する。
- (2) (新設, SG 17/03, 廃止-SG 35/10, 2010年8月12日施行)

第2条 適用範囲

- (1) 本法は、ブルガリアの個人及び法人、並びにブルガリア共和国が締約国である国際協定に参加している外国の個人及び法人に適用する。
- (2) 前記の国以外の外国の個人及び法人に関しては、本法は、特許庁が判断する相互主義の条件に基づいて適用する。

第3条 工業意匠

- (1) 本法の適用上、以下「意匠」という工業意匠は、製品又はその一部の目に見える外観であって、その形状、線、画像、装飾、色彩の混合又はこれらの組合せの特色によって決定されるものをいう。
- (2) (1)の意味での製品とは、工業的又は工芸的な方法で得られる物品をいい、複合物品の組立に意図された部品、物品の組又は組合せ、包装、図形的表象及び印刷書体を含むが、ソフトウェアを含まない。

第4条 創作者権

- (1) 意匠を創作した者は、本法に基づいて創作者権を有する。この権利は、無期限かつ譲渡不能とし、また、他の法律からも受けることができる保護如何に拘らず、本法に基づいて保護を受けるものとする。
- (2) 意匠が2以上の者によって創作された場合は、所有権はこれらの者全員に生じるものとし、これらの者は共同創作者とする。創作者を単に技術的、物質的又はその他の方法によって補助した者は、共同創作者とみなさない。
- (3) 意匠の創作者又は共同創作者は、登録証及び登録の公告において明示されるものとし、特許庁がこれを監視する。
- (4) 特許庁は、創作者及び共同創作者に関する紛争について効力を生じた裁判所の決定により確定された現実の創作者を工業意匠国家登録簿に記入する。

第5条 代理

- (1) 本法に基づき特許庁において行動する権利を有する者は、本人自身で又は国内の工業所有権代理人を通じて行動することができる。
- (2) (改正 SG 43/05)ブルガリア共和国内に恒常的宛先又は本拠を有さない者は、特許庁における行動を国内の工業所有権代理人を通じてしなければならない。

第6条 手数料(改正 SG 73/06, 2006年10月6日施行;改正及び追加 SG 35/10, 2010年8月12日施行)

特許庁は、次の項目について、閣僚会議が承認した料率に基づく手数料を徴収する。出願、審査、優先権、登録、証明書 of 交付、登録の更新、記入、誤りの訂正、拒絶に対する審判請求、登録無効、期間延長、登録及び記入の公告、公告の延期、国際登録出願、意匠出願の共同体への転送、出願された又は登録された意匠に関する情報、工業意匠国家登録簿からの情報又は抄本

第7条 ファイル

(1) (追加—SG 35/10, 2011年2月12日施行)特許庁は、各意匠について、紙面及び電子媒体によりファイルを作成して保管するものとし、これには登録に関するすべての文書が含まれる。

(2) 特許庁は、長官が定める手続により、出願意匠に関する情報を第三者に与える。

(3) 当該意匠が登録されている場合は、(2)にいう情報には、公告されているデータのみを含めるものとする。

第8条 工業意匠国家登録簿(改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

工業意匠国家登録簿は、特許庁が備えて保管するものとし、それには次のデータを含める。

1. 工業意匠登録出願の番号及び出願日
2. 工業意匠の表示
3. 製品及びその名称の一覧。頭にロカルノ協定に基づく工業意匠に関する国際分類による分類及びサブ分類の番号を付するとともに、適切な方法により群れにまとめる。
4. 意匠の数
5. 登録番号及び登録日
6. 特許庁公報の番号及び出願の公告日
7. 公告の延期に関する情報
8. 主張されている優先権に関する情報—主張されている場合は、優先権申請の番号、日付及び国名
9. 意匠の出願人及び所有者それぞれの名称及び宛先
10. 意匠創作者の名称
11. 委任されている場合は、工業所有権代理人の名称及び宛先
12. 登録の有効期間
13. 登録の更新
14. 登録の法的地位
15. 意匠出願、出願人、効力を有する決定の登録の取消について係属中の手続に関する情報
16. 意匠、契約ライセンス、担保、登録質権、破産に関するその他の情報

第9条 工業意匠国家登録簿の閲覧(改正—SG 35/10, 2011年2月12日施行)

工業意匠国家登録簿は公開のものとし、特許庁のインターネットサイトで公表される。登録簿は、紙媒体で及び電子データベースとして保管し、情報システムにより運用する。何人も、その内容に係る情報又は抄本を要求することができる。

第2章 法的保護

第I節 登録

第10条 意匠権の取得

- (1) 意匠権は、特許庁における登録により、登録出願の出願日をもって取得される。
- (2) 意匠権は、排他的なものとする。

第11条 登録の根拠

- (1) 新規で独自性を有する意匠は、登録される。
- (2) 次のものを登録してはならない。
 1. 公序良俗に反する意匠
 2. (改正 SG 43/05)意匠であって、その特色が製品の技術的機能のみに基づいているもの
 3. 意匠であって、その特色が、その意匠を含むか又は用いている製品を他の製品と機械的に接続するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに対して配置することにより、両方の製品がそれらの機能を果たす上での必要性に基づいているもの。ただし、モジュール・システム内で互換可能な製品の多重組立又は接続を可能にすることを目的としている意匠は、この限りでない。
- (3) (新設, SG 17/03 ; 改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行 ; 廃止 SG 35/10, 2010年8月12日施行)

第12条 新規性

- (1) 意匠は、その出願日又は優先日の前に、他の同一の意匠が世界の何れかの場所において公告、登録又は他の何れかの方法による発表を通じて閲覧可能になっていることが確認されていない場合は、新規である。
- (2) (改正 SG 43/05)複数意匠の特色が重要でない要素においてのみ異なる場合は、それらの意匠は同一であるとみなす。

第13条 独自性

- (1) (改正 SG 43/05 ; 旧第13条本文—SG 73/06, 2006年10月6日施行)ある意匠によって、事情に通じた使用者に与えられる全体的印象が、登録出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に公衆の閲覧に供されるようになった意匠が与える全体的印象と異なるときは、その意匠は独自性を有するとみなす。
- (2) (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)独自性を評価するときは、意匠創作における意匠創作者の自由度を考慮しなければならない。

第13a条 複合製品の一部である製品の意匠の新規性及び独自性(新設—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

意匠は、それが複合製品を構成する製品に用いられるか又は含まれるときは、次の場合に新規性及び独自性を有するとみなす。

1. 複合製品の当該構成製品が複合製品の通常の使用の際に引き続き目に見え、かつ

2. その構成製品の目に見える特徴が新規性及び独自性の要件を満たす場合

第14条 新規性に影響を及ぼさない発表(改正 SG 43/05)

登録出願の対象である意匠の発表は、その発表がその出願日又は優先日の前12月の期間内に次の者により行われた場合は、その意匠の新規性に影響を及ぼすものではない。

1. 創作者、その法律上の承継人、又は創作者若しくはその法律上の承継人の情報若しくは行為の結果としての第三者
2. 創作者を害する第三者

第15条 登録の有効期間

- (1) 意匠登録の有効期間は、出願日から10年とする。
- (2) 登録は、5年ずつ、連続して3期間更新することができる。

第16条 出願をする権利及び登録を受ける権利

(1) (追加 SG 43/05) 意匠出願をする権利は、創作者又はその法律上の承継人に属する。出願する権利が複数の者に属する場合は、共同でその権利を行使しなければならない。それらの者の内の1又は複数の者が出願への参加を拒絶しても、他の者への障害とはならない。その拒絶は、明示した書面によるものでなければならない。

(2) 意匠が第17条(1)による職務意匠である場合は、出願をする権利は、使用者又は注文した者に属する。

(3) (2)の場合において、使用者又は注文者が、創作された意匠について書面による通知を受けてから3月以内に出願をしないときは、出願をする権利は、両者間に別段の合意がある場合を除き、創作者に移転する。

(4) 合意がある場合は、出願をする権利は、使用者又は注文者と創作者との共有とすることができる。

(5) 司法命令により他の者が出願人として確定されるまでは、出願人が出願をする権利を有するものとみなす。

(6) 登録を受ける権利は、最先の出願人に属する。

第17条 職務意匠

(1) 意匠が法的雇用関係における又は注文による義務の履行中に創作されたときは、その意匠は、契約に別段の合意がある場合を除き、職務意匠である。

(2) 職務意匠を創作した創作者は、追加の報酬を受ける権利を有する。

(3) 創作者の報酬は、意匠の実施から得られる収入の一部として、一括払として又はその他の方法により定めることができる。

(4) 一括払として定められた報酬が、意匠の実施から得られる収入と明らかに均衡を欠いている場合は、創作者は、報酬の増額を要求することができる。当事者間で合意に至らない場合は、当該紛争は、裁判所が公正に解決する。

第18条 法的保護の範囲(改正 SG 43/05 ; 追加—SG 73/06, 2006年10月6日施行 ; 改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

法的保護の範囲は、登録意匠の表示(又は複数表示)により定められるものとし、事情に通じた使用者に異なる全体的印象を与えることがないすべての意匠に及ぶものとする。

第19条 意匠権の内容

(1) 意匠権には、その所有者の当該意匠実施の権利、当該意匠を処分する権利、及び保護の範囲に含まれる意匠を同人の同意なしに商業活動において模倣し又は実施することを第三者に禁止する権利が含まれる。

(2) (1)にいう意匠の実施には、保護範囲の意匠を含むか又は用いている製品の製造、販売の申出及び市場での陳列又は使用、並びにこれらの目的での当該製品の輸入、輸出又は貯蔵が含まれる。

(3) (改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行)当該権利は、善意の第三者に対しては、意匠登録の公告日から効力を有する。

第20条 意匠権の制限

第19条にいう権利は、次の事項には及ばない。

1. 個人的必要性からの又は実験目的での意匠の使用
2. 引用又は教育の目的での意匠の使用。ただし、この使用が善意の商慣行に合致しており、意匠の通常の使用を理由なしに阻害することなく、かつ、出典が明示されていることを条件とする。
3. 一時的に又は偶発的にブルガリアの領域に入った外国の陸上、海上及び航空輸送手段における意匠の使用であって、当該意匠が専ら当該輸送手段の必要のために用いられるもの、並びに当該輸送手段の修理に使用する目的での予備部品及び補助装置の輸入

第21条 意匠権の消尽

(1) (追加—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合加入条約の発効日に施行)意匠権所有者は、当該登録意匠を含み又は用いていて登録において明示されている製品が、同人により又はその同意を得て、欧州連合又は欧州経済地域の加盟国の領域の市場に出された場合は、当該製品の使用を禁止することができない。

(2) 意匠権所有者が、製品が変更され又は変造されている場合に、その後の販売を阻止することができるときは、(1)の規定は適用しない。

第22条 意匠権の保有

(1) 意匠権は、1又は複数の者に属することが可能である。

(2) 意匠権が2以上の者に属する場合は、共同所有者間に書面による別段の合意があるときを除き、何れの共同所有者も、他の者の同意なしに、かつ、他の者に説明することなく、当該意匠を実施することができる。

第23条 先使用

意匠登録出願日までに当該意匠をブルガリア共和国の領域において善意で実施している者又はこのために必要な準備を行った者は、前記の日の後も、同一の範囲内で当該意匠を実施する権利を有する。

第 II 節 処分

第 24 条 移転

- (1) 本法に基づくすべての権利は、本法に別段の規定がない限り、移転することができる。
- (2) 意匠権が 2 以上の者によって所有されている場合は、意匠権は、すべての共同所有者の同意がある場合に移転することができる。
- (3) (新設-SG 43/05) 複合出願の場合は、すべての意匠に係る権利又は一部の意匠に係る権利について移転が認められる。
- (4) (旧(3)-SG 43/05 ; 改正-SG35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) 移転は、移転に係る書類を添付した申請が当事者の 1 からあったときに、工業意匠国家登録簿に記入するものとし、また、第三者に対しては、記入の日から効力を有する。

第 25 条 先使用に起因する権利の移転

先使用に起因する権利は、当該権利が生じた営利事業と一括してのみ移転することができる。

第 26 条 ライセンス契約

- (1) (追加 SG 43/05) 意匠権所有者は、ライセンス契約により意匠の実施を許可することができる。2 以上の者の共同所有に係る意匠の実施についての許可は、共同所有者間に別段の合意がある場合を除き、すべての共同所有者の同意書によって与えられる。複合出願の場合は、実施の権利はすべての意匠又は一部の意匠について付与することができる。
- (2) ライセンスは、排他的なもの又は非排他的なものとすることができる。別段の合意がない場合は、ライセンスは非排他的なものとする。
- (3) 排他的ライセンサーは、同一主題に関するライセンスを他人に付与する権利を有さない。同人は、明示的に合意されている場合に限り、当該ライセンスを自ら使用する権利を有する。
- (4) (改正 SG 43/05 ; 改正-SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) ライセンス契約は、当事者の 1 からの申請があったときに、工業意匠国家登録簿に記入される。申請書には、契約の抄本を添付するものとする。特許庁は、記入についての証明書を発行する。
- (5) ライセンス契約の抄本には、ライセンサー及びライセンシーの識別データ、意匠登録番号、契約期間、当事者の署名及び/又は証印を含める。
- (6) ライセンス契約は、第三者に対しては、工業意匠国家登録簿に記入した時から効力を有する。

第 26a 条 担保の対象としての工業意匠権(新設-SG 43/05 ; 改正-SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)

- (1) 工業意匠に係る権利は、被告に通知することなく、担保の対象とすることができ、また、次の保全措置の対象とすることもできる。
 1. 意匠に係る権利の所有者又はライセンシーによる行使の禁止
 2. 意匠に係る権利の所有者又は排他的ライセンスのライセンシーによる処分の禁止
- (2) 保全措置は、裁判所の保全命令により、執行官が直ちに執行しなければならない。
- (3) 執行官は、執行通知を意匠所有者に送達することにより、(1)に基づく保全措置を執行する。

(4) 裁判所により認められた担保は、何れかの請求当事者の申請により工業意匠国家登録簿に記入する。申請には、意匠所有者及び担保承認の受益者についてのデータ及び当該保全措置についてのデータを含めなければならない。申請には、担保承認に係る書類を添付する。

(5) (1)から(4)までにいう担保は、意匠所有者又は排他的ライセンシーに対しては保全措置の執行に係る通知の受領日から、また、第三者に対しては、工業意匠国家登録簿への担保の記入日から、効力を有する。

第 26b 条 特別質権の対象としての工業意匠権(新設—SG 43/05)

(1) (追加—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

登録された工業意匠に係る権利は、特別質権の対象とすることができる。特別質権の対象である複合出願の場合は、意匠のすべて又は一部に係る権利を付与することができる。

(2) 特別質権の工業意匠国家登録簿への記入に関しては、特別質権法第 26 条から第 31 条までの規定を適用する。質権設定者には証明書が交付される。

(3) 質権は、第三者に対しては、特許庁公報による公告の時から効力を有する。

第 26c 条 破産財産における工業意匠権(新設—SG 43/05)

(1) (追加—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)登録工業意匠権は、意匠所有者の支払不能に係る手続において、破産財産に含めるものとする。

(2) 債務者の財産中の共有工業意匠については、同人の持分による権利のみを含める。

(3) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)工業意匠権が破産財産に含められた場合において事件当事者の 1 による申請があったときはこの事実を工業意匠国家登録簿に記入し、特許庁公報により公告する。

第 III 節 登録の失効及び無効

第 27 条 登録の失効

(1) 登録の効力は、次の事情により消滅する。

1. 第 15 条にいう期間の経過
2. 所有者による放棄
3. 法人の消滅—意匠所有者からの法的承継がないこと

(2) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) (1)3. にいう消滅は、何れかの者の請求により執行される。

(3) 意匠権は、登録の失効をもって消滅する。

第 28 条 意匠権の放棄

(1) 意匠権所有者は、同人のその権利を放棄することができる。

(2) 共同所有者の 1 又は複数による放棄は、法的保護の終了をもたらすものではない。

(3) 権利の放棄は、登録されている意匠のすべて又は一部についてすることができる。

(4) 登録されているライセンス契約がある場合は、意匠権の放棄は、意匠権所有者が意匠権を放棄するとの自己の意図をライセンシーに通知した旨の証拠を提示した後に限り登録する。この場合の登録は、証拠の提示から 2 月が経過した後に行う。

(5) 意匠権の放棄は、特許庁長官宛の宣言書により行う。

(6) 放棄は、工業意匠国家登録簿への記入の日から効力を有する。

第 29 条 登録の無効

(1) 意匠に関して次の事情がある場合において、何人かによる請求があるときは、登録を無効にする。

1. 当該意匠が、第 3 条又は第 11 条(1)に違反して登録されていること
2. 当該意匠が、第 11 条(2)に基づき、保護から除外されていること
3. (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) 当該意匠が、(当該出願の)出願日若しくは優先日の前に、何れかの方法で世界の何れかの場所において一般的に利用に供されている意匠と第 12 条(2)の意味で同一であるか、又は(当該意匠の)登録出願日若しくは優先日の前の出願における意匠であって国内的に若しくは国際的に若しくは共同体意匠として登録されているものと同一であること

4. (廃止—SG 43/05)

5. 当該意匠が、第 2 条の要件を満たさないで登録されていること

(2) (新設—SG 43/05) 登録は、法的利害関係を有する者から請求があったときは、当該意匠の実施を次の権利によって禁止できることを条件として無効にされる。

1. 著作権及び隣接権法に基づく、前記の者の先の著作権

2. 他の法律に基づく保護を受けている前記の者の先の工業所有権

(3) (旧(2)—SG 43/05) 無効理由が複合出願に含まれる意匠の内一部のものに係る場合は、登録は、その一部のみについて無効にされる。

(4) (旧(3)—SG 43/05 ; 改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) 請求手続により、登録所有者が第 16 条に明示される者の 1 ではない旨が証明され、かつ、裁判所の命令が効力を生じて

から1月以内に現実の所有者を登録すべき旨の申請が受領されない場合も、登録は無効にされる。

(5) (旧(3), 改正SG 43/05 ; 改正—SG 35/10, 2010年2月12日施行)登録意匠が第3条及び第11条(2)1.の要件を満たさない場合は、特許庁が職権により登録を無効にすることもできる。

第30条 無効の法的効果

(1) 登録の無効は、出願日から効力を有する。

(2) 登録の無効は、次の事項に影響を及ぼすものではない。

1. 違反に係る請求に関する既に効力を生じた決定の内、無効前に執行されている部分
2. ライセンス契約の内、無効前に履行されている部分。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

第3章 特許庁における手続

第31条 出願

(1) (改正-SG 35/10, 2011年2月12日)意匠登録出願は、特許庁に対して、本人自ら又は代理人を通じて、郵便により、ファックスにより若しくは電子的に行う。出願が電子的に行われた場合においては、出願人の若しくは工業所有権代理人の独自の識別方法、又は電子書類及び電子署名に関する法律第13条(1)にいう電子署名による識別は不要である。

(2) 次のものが特許庁で受領された日を出願日とみなす。

1. 登録出願
2. 出願人の名称及び宛先
3. 保護を求める意匠を明確かつ包括的に示す1又は複数の図又は写真による表示

第32条 出願の内容

(1) 出願は、第31条(2)にいうデータの他に次の事項も含んでいなければならない。

1. (改正-SG 43/05 ; 改正-SG 35/10, 2010年8月12日施行)出願人がその国民であって、そこに恒久的宛先又は本拠を有する国の名称
 2. 工業所有権代理人が授権されている場合はその者の名称及び宛先、並びに授権状
 3. 該当する場合は優先権の主張
 4. 意匠の表示の複製
 5. 保護を求める意匠の数
 6. 意匠が含まれるか又は用いられている製品の明示
 7. (改正-SG 35/10, 2010年8月12日施行)ロカルノ協定による工業意匠の国際分類に従う製品の識別指標に関する説明
 8. 提示された表示の説明
 9. 創作者の名称及び宛先
 10. 出願、審査及び優先権に関する納付済手数料に係る書類
 11. (新設-SG 73/06, 2006年10月6日施行 ; 廃止-SG 35/10, 2010年8月12日施行)
 12. (新設-SG 35/10, 2010年2月12日施行)第48a条による登録公告の延期を求める申請
- (2) 出願人の発意により、意匠の特徴に関する簡単な説明を含めることもできる。
- (3) (改正-SG 35/10, 2010年2月12日施行)書類及びデータは、ブルガリア語により提出しなければならない。他の言語により提出された場合も、その提出日から2月以内にこれらがブルガリア語により提出されたときは、提出日はそのままとする。

第33条 複合出願

(1) (改正-SG 35/10, 2010年8月12日施行)複数の意匠を1の複合出願に含めることができるが、ただし、それらの意匠が含まれるか又は用いられている製品が、ロカルノ協定による工業意匠の国際分類の同一類に属するか又は物品の同一の組物若しくは組合せに属していることを条件とする。

(2) (新設-SG 43/05)複合出願が、意匠が含まれるか又は用いられている製品の装飾に係るものである場合は、(1)の条件は適用しない。

(3) (旧(2)-SG 43/05)複合出願に含まれる最初の意匠に続く各意匠について、追加手数料を

納付しなければならない。

第34条 出願の分割

(1) (改正—SG 35/10, 2011年2月12日施行)出願人は、出願についての決定が下されるまでは、出願を分割する権利を有する。個々の出願は、分割から2月の期間内に受領された場合は、最初に提出された出願の優先権を有する。

(2) (改正—SG 35/10, 2010年2月12日施行)国内経路で提出された出願が第33条の条件を満たさない場合は、特許庁は、2月の期間内に当該出願を分割するよう出願人に提案するものとする。それぞれの部分に係る個々の出願は、これがこの期間内に受領された場合は、最初に提出された出願の優先権を有する。

第35条 優先権

(1) 出願人は、第31条(2)による出願日から、同一意匠に係るその後の登録出願に対して優先権を認められる。

(2) 出願人の優先権は、次の条件の下に、先の出願の日から認められる。

1. 先の出願がブルガリア共和国又はパリ条約若しくは世界貿易機関の加盟国に正式に提出されていること
2. 先の出願がパリ条約第4条の意味での最初の出願であり、かつ、同一の意匠がその中に表示されていること
3. 出願が先の出願の出願日から6月の期間内に特許庁に提出されていること
4. 第31条(2)による出願日から遅くとも2月の期間内に、優先権の主張が先の出願に係る日付及び国を明示してなされていること
5. 出願日から3月の期間内に、出願人が優先権手数料を納付し、かつ、先の出願が行われた国の所轄機関が発行した優先権証明書を提出すること

(3) (2)1.にいう正式に提出された出願とは、確定した出願日を伴う出願であり、その後の成行き如何を問わない。

(4) 複合出願の場合において、(2)の条件が満たされているときは、2以上の先の出願に基づいて優先権を主張することができる。

第36条 方式審査

(1) (改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行；改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)各出願について、出願日の確定に係る第31条(2)の要件が満たされているか否かを審査する。当該要件が満たされていない場合は、出願は、行われていないものとみなす。

(2) (新設—SG 43/05；改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行；改正—SG 35/10, 2011年2月12日施行)確定した出願日を伴う各出願について、出願、審査及び請求された場合の登録公告の延期についての納付済手数料に係る書類が添付されているか否かを審査する。当該書類が添付されていない場合は、出願人は、この不備を除去するために1月の期間が与えられる。この期間の満了後2月以内は、2倍の金額で当該手数料を納付することができる。当該期間内に手数料が納付されない場合は、その出願は取下とみなされる。

(3) (旧(2), 改正 SG 43/05；改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行；改正—SG 35/10, 2011年2月12日施行)納付済手数料に係る書類の提出後2月の期間内に方式審査が行われ、第32

条(1)1. から 9. まで、第 33 条及び第 34 条にいう要件が満たされているか否かを審査する。不備が認められた場合は、出願人は、それを除去するために 2 月の期間が与えられる。

(4) (旧(3), 改正 SG 43/05) 出願人が(3)にいう期間内に不備を除去しなかった場合は、提出手続を終了する。

(5) (新設-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 優先権が主張されている各出願に関しては、第 35 条(2)に基づく要件が満たされているか否かを審査する。優先権の主張が当該要件に基づいて行われていないことが確認された場合は、当該主張は認められず、出願人にはその旨が通知される。

第 36a 条 出願公告(新設-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行; 廃止-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行)

第 36b 条 意匠登録に対する異議申立(新設-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行; 廃止-SG 35/10, 2006 年 2 月 12 日施行)

第 37 条 登録手続(表題改正-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行)

(1) (改正-G 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行; 改正-G 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行) 第 36 条(3)に基づく期間の満了後 2 月以内に、出願意匠が次のものであるか否かについて審査が行われる。

1. 第 3 条の意味での意匠であること
2. 第 11 条(2)1. による保護から除外されていないこと

(2) (新設-SG 43/05; 廃止-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行)

(3) (旧(2), 改正 SG 43/05; 改正-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行) 出願意匠に関して登録拒絶理由がある場合は、出願人は、すべての根拠を挙げてその旨が通知され、かつ、反論のために 2 月の期間が与えられる。

(4) (旧(3), 改正 SG 43/05) (3)にいう期間内に、出願人が理由を付して反論しない場合は、登録拒絶の決定が下される。

(5) (旧(4), 改正 SG 43/05; 改正-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行; 追加-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行) 出願意匠が登録可能と確認された場合は、出願人は通知を受け、かつ、登録、登録証の交付及び公告に係る手数料を納付するために 1 月の期間が与えられる。この期間の満了後 1 月以内は、金額を 2 倍にして手数料を納付することができる。

(6) (新設-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) (5)に基づく手数料が納付されたときは、意匠登録の決定が下され、かつ、1 月以内に登録証が交付される。手数料が納付されなかった場合は、その出願は取下とみなされる。

(7) (新設-SG 43/05; 旧(6)本文-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行; 改正-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行) 複合出願に含まれる出願意匠の一部のものについて登録拒絶理由がある場合は、出願人は、すべての根拠を挙げてその旨が通知され、かつ、応答のために 2 月が与えられる。この期間内に、出願人が応答しない場合は、登録の全部又は一部についての拒絶の決定が下される。

(8) (新設-SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行) 出願に関する通信を行う国家審査官は、意匠登録出願に関しても決定を下す。

第 38 条 出願の取下、限定及び変更

- (1) 出願に関する決定が下されるまでは、出願人は出願を、意匠の全部又は一部について取り下げることができる。
- (2) 出願人の名称若しくは宛先に変更があるか又は出願人の名称若しくは宛先の公然の誤記及び明白な誤りを訂正する必要がある場合はその訂正が意匠に影響を及ぼさないことを条件とする場合を除き、出願に変更を施すことはできない。
- (3) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) (2)にいう変更は、出願人の請求によって行うものとする。

第 39 条 登録更新

- (1) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)意匠登録は、当該意匠権の所有者からの申請に基づいて更新されるものとし、申請書には、登録番号を記載し、かつ、納付済手数料に係る書類を添える。
- (2) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)更新申請は、第 15 条(1)にいう期間の最終年度において、又はこの期間経過後 6 月以内は追加手数料を納付して、行うことができる。
- (3) (2)の要件が満たされない場合は、登録の更新は、特許庁長官の決定をもって拒絶される。
- (4) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)所有者が一部の意匠のみについて登録の更新を要求するときは、申請書において、当該意匠を明示しなければならない。
- (5) 更新は、先の登録の満了日の翌日から効力を有する。

第 40 条 所有者の名称及び宛先の変更

- (1) 意匠権所有者は、名称又は宛先の各変更を、書面により適時に特許庁に通知しなければならない。
- (2) 変更は、所有者の請求に基づき、工業意匠国家登録簿に記入される。
- (3) 意匠権所有者に通知されるべきすべての書類は、工業意匠国家登録簿に最後に記入された宛先に送付する。

第 41 条 紛争の審理

- (1) 特許庁紛争部は、次の事項を審理する。
 1. (改正—SG 43/05 ; 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)第 37 条(4)及び(7)にいう登録拒絶決定に対する審判請求
 2. (改正—SG 43/05)第 36 条(4)にいう手続終了決定に対する審判請求
 3. 登録無効請求
- (2) (追加 SG 43/05 ; 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)特許庁紛争部において当該審判請求を審理する委員会の委員は、国家審査官 2 及び法律家 1 から構成され、また、当該無効請求を審理する委員会の委員は、国家審査官 3 及び法律家 2 から構成される。委員は、特許庁長官が任命する。
- (3) (改正 SG 43/05) (2)にいう委員は、第 44 条及び第 45 条に基づく決定を下すための陳述書を作成する。
- (4) (新設—SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行)紛争手続は、閣僚会議の布告により定める。

第 42 条 期限

- (1) 審判請求は、決定の告知から 3 月の期間内に提出しなければならない。
- (2) 無効請求は、登録の全有効期間中に提出することができ、また、その後は、侵害された権利に係る無効請求における被告のみが提出することができる。
- (3) (廃止－SG 43/05)

第 43 条 審判請求及び無効請求の内容

- (1) 審判請求書には、審判請求人に関するデータ、出願に関するデータ、及び拒絶決定に対する反論を含める。
- (2) (改正 SG 43/05) 無効請求書は 2 部によるものとし、かつ、請求人に関するデータ、要求された場合は請求人の法的利害関係に関するデータ、及び必要な場合は証拠を含める。
- (3) (改正 SG 43/05) 審判請求書及び無効請求書には、納付済手数料に係る書類を添付する。

第 43a 条 審判請求及び無効請求に関する容認可能性及び方式遵守についての審査(新設－SG 43/05)

- (1) 各審判請求について、第 42 条(1)にいう期間が守られているか否か、及び第 43 条(3)に基づく納付済手数料に係る書類が提出されているか否かを審査する。
- (2) 各無効請求について、第 43 条(3)にいう納付済手数料に係る書類が提出されているか否か、及び要求されている場合は法的利害関係があるか否かを審査する。
- (3) 審判請求書又は無効請求書に納付済手数料に係る書類が添付されていない場合又は無効請求書において法的利害関係が説明されていない場合は、審判請求人又は無効請求人は、当該不備を除去するために 1 月が与えられる。
- (4) 審判請求であって、第 42 条(1)にいう期間内に提出されなかったもの、手数料が納付されなかったもの、又は法的利害関係が証明されなかったものは、容認されないものとし、それに関しては、手続を開始しない。
- (5) 容認可能な各審判請求又は無効請求については、第 43 条の残りの要件を満たしているか否かを審査する。不備が確認された場合は、審判請求人又は無効請求人は通知を受け、かつ、不備を除去するために 1 月が与えられる。この期間内に不備が除去されなかった審判請求及び無効請求に関しては、手続を終了する。

第 44 条 審判請求に関する決定

- (1) (改正 SG 43/05 ; 改正－SG 35/10 ; 2010 年 8 月 12 日施行) 審判請求に根拠がない場合は、登録拒絶決定の確認又は手続の終了のための決定を下す。
- (2) (追加 SG 43/05 ; 改正－SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) 審判請求に根拠がある場合は、拒絶決定を無効にし、かつ、登録の決定又は出願の再審理若しくは手続再開の決定を下す。
- (3) (改正－SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) 出願の再審理において拒絶決定が無効とされた場合は、実体による決定を下す。
- (4) (新設－SG 43/05) 審判請求に関する決定は、審判請求の提出から又は不備が確認された場合はその除去から 3 月以内に下す。
- (5) (新設－SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行) (1) から (3) までに基づく決定は、特許庁長官

又は書面による命令により委任された副長官が下す。

第 45 条 無効請求に関する手続

- (1) (改正 SG 43/05)無効請求書の 1 部を意匠権所有者に送付するものとし、意匠権所有者には反論のために 3 月の期間が与えられる。
- (2) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)無効請求に根拠がない場合は、これを拒絶する決定を下す。
- (3) (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)請求に根拠がある場合は、登録の全部又は一部を無効にする決定を下す。
- (4) 部分的無効の場合は、交付済登録証を新たな登録証と取り替える。
- (5) (新設—SG 43/05)第 41 条(2)の委員は、必要な場合は追加の証拠及び資料を当事者に要求することができる。これらは、他方当事者に提示されるものとし、他方当事者は、1 月の期間内にこれに係る陳述書を提出しなければならない。
- (6) (新設—SG 43/05 ; 改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)無効請求に関する決定は、(5)にいう証拠を収集した後 6 月の期間内に下さなければならない。
- (7) (新設—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)(2)及び(3)に基づく決定は、特許庁長官又は書面による命令により委任された副長官が下す。

第 46 条 期間の延長(改正 SG 43/05 ; 改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)

第 36 条(3)、第 37 条(3)及び第 45 条(1)にいう期間は、その満了前に出願人又は所有者が提出した請求に基づき同じ期間について 1 回延長を受けることができるが、1 回に限られる。請求書に納付済手数料に係る書類が添付されていない場合は、当該請求は認められない。

第 47 条 期間の回復(改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)

特別の予期しない事情により逸した期間は、出願人又は意匠権所有者からの請求により回復することができる。申請は、期間を逸した理由が消滅してから 3 月以内、ただし逸した期間の満了後 1 年以内に行わなければならない。期間回復の決定は、特許庁長官が下す。

第 48 条 公報による公告

すべての登録意匠及びその後のそれに対する変更を特許庁公報により公告する。

第 48a 条 登録公告の延期(新設—SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行)

- (1) 意匠出願者は、出願を行うに当たり、意匠が登録された場合はその公告を出願日又は優先日から 30 月の期間延期するよう請求することができる。登録公告の延期に係る申請書には、手数料納付の証拠を添えるものとする。
- (2) 複合出願の場合において、公告延期の請求は、一部の意匠のみを対象とすることができる。
- (3) 意匠登録に関して決定が下されたときは、当該決定を工業意匠国家登録簿に記入するものとするが、登録意匠又はそのファイルの公衆による閲覧は認めない。
- (4) 登録意匠の公告延期に関する通知は、特許庁公報により公告するものとし、それには意匠所有者の識別データ、出願日又は優先日及び意匠登録番号を含める。

(5) 登録意匠に関する情報とそのファイルの閲覧の機会とは、所有者の書面による同意を得た上で、又は利害関係人が意匠侵害に係る裁判手続が同人に対して提起されている旨を証明した場合に、提供される。

第 48b 条 公告請求(新設—SG 35/10 ; 2011 年 2 月 12 日施行)

(1) 登録の公告請求は、出願日から 27 月目の前に意匠所有者が行うものとし、かつ、公告手数料の納付の証拠、及び複合出願の場合は、意匠の数により定まる追加手数料の納付の証拠も添えるものとする。

(2) 請求に手数料納付の証拠を添えていなかった場合は、所有者は、その納付のために第 48a 条(1)に基づく期間内の 1 月が与えられる。

(3) 公告請求がない場合及び／又は(1)に定める期間内に手数料が納付されなかった場合は、その意匠出願は取下とみなされる。

第 48c 条 延期期間満了後の公告(新設 SG 35/10, 2011 年 2 月 12 日施行)

公告請求が第 48b 条(1)に基づく期間内に行われ、かつ、公告手数料が納付された場合は、30 月の期間の満了後直ちに、意匠登録の公告を特許庁公報により行う。公告には、出願には公告延期の請求が含まれる旨の義務的表示を記載する。

第 49 条 裁判所事項(改正—SG 30/06, 2007 年 3 月 1 日施行)

第 44 条(1)及び(3)並びに第 45 条(2)及び(3)にいう特許庁長官の決定については、下された決定に関する通知の受領日から 3 月の期間内にソフィア市行政裁判所に上訴することができる。

第4章 ヘーグ協定の手続に基づく工業意匠の登録(表題改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

第50条 工業意匠の国際登録(改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

(1) 意匠国際登録とは、ヘーグ協定(以下「協定」という)の手続により、協定の1960年ヘーグ法及び1999年ジュネーヴ法に従って、国際知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)により行われる登録をいう。

(2) 第三者に対しては、国際登録は、協定の1960年ヘーグ法第8条(1)並びに1999年ジュネーヴ法第12条(1)及び(2)のそれぞれにいう6月の期間の満了日から、ブルガリア共和国の領域において効力を有する。

(3) (2)に基づく期間内に、出願の拒絶がない場合又は拒絶が撤回された場合は、ブルガリア共和国を指定国とする国際登録は、国際登録の日から、当該意匠出願がブルガリア共和国の領域において直接行われかつ登録されたものとして、同一の効力を有する。

第51条 国際登録の有効期間(改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

ブルガリア共和国の領域における国際登録の有効期間は、本法に従って定めるものとし、開始日は、世界知的所有権機関の国際意匠公報による登録日とする。

第52条 特許庁における手続(改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

(1) ブルガリア共和国を指定国とする国際出願は、国際登録の公告日から6月以内に、当該意匠が第3条に基づく定義に合致しているか否か、及び第11条(1)1.による保護から除外されているか否かについて審査しなければならない。

(2) 拒絶理由が存在する場合は、ブルガリア共和国の領域における登録の全面的又は部分的拒絶に関する通知を国際事務局に送付するものとし、それには理由を記載し、かつ、本法によす反論の機会を与える。

第53条 国際出願(改正—SG 43/05 ; 改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

(1) ブルガリア共和国に恒常的宛先又は現実に存在し営業する製造若しくは商業事業を有する個人又は法人は、協定に基づく国際出願を、ブルガリア共和国特許庁を通じて、国際事務局に行うことができる。

(2) 特許庁は、当該出願を、その受領から1月以内に国際事務局に送付する。

(3) 出願人は、国際登録手数料を国際事務局に納付しなければならない。

(4) 国際出願を特許庁に行う場合は、これに送付手数料納付済の証拠を添えなければならない。

第54条 ブルガリア共和国を本国とする国際出願(改正—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

ブルガリア共和国を本国とする国際出願は、ブルガリア共和国の領域において効力を有さない。

第 4A 章 共同体意匠 (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

第 54a 条 共同体意匠の登録及び効力 (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

(1) 共同体意匠とは、共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)No. 6/2002(以下「規則」という)の条件及び方法に基づいて欧州共同体商標意匠庁に登録された意匠、又は規則第 1 条の意味での無登録意匠をいう。

(2) 認定された出願日又は優先日を有する共同体意匠出願は、ブルガリア共和国の領域において正規出願されたものとみなす。

(3) ブルガリア共和国特許庁は、規則の意味での工業所有権中央官庁である。

(4) 特許庁長官は、欧州共同体商標意匠庁における工業所有権代理人の登録証明書を発行するものとし、規則の要件に従ってそのために必要な措置をとらなければならない。

第 54b 条 共同体意匠出願 (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

(1) 共同体意匠出願は、規則第 36 条の要件を満たさなければならない。

(2) 共同体意匠登録出願は、欧州共同体商標意匠庁に直接、又は特許庁を通じて行う。

(3) 特許庁に出願をする場合は、その転送のための納付済手数料に係る書類をこれに添付しなければならない。

(4) 特許庁は、出願の受領後 2 週間以内に、それを欧州共同体商標意匠庁に送付するものとする。

第 54c 条 共同体意匠の保護 (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

(1) 共同体意匠権侵害の際の民事法執行は、規則に規定する手続に従って行われる。

(2) 規則に従い、ブルガリア共和国において共同体意匠の保護に関する権利主張が提起され、措置が要求される場合は、規則に別段の規定がある場合を除き、ブルガリアの法制を適用する。

(3) (2)に基づく権利主張については、規則の意味での共同体意匠裁判所であるソフィア市裁判所が第 1 審としての、及びソフィア上訴裁判所が第 2 審としての管轄権を有する。

第 54d 条 決定に係る補足的適用 (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

本法により解決されない問題に関しては、規則の規定を適用する。

第5章 民事上の法的保護

第55条 意匠権の侵害

(1) 意匠権所有者の同意のない、商業活動における第19条(2)にいう登録意匠の実施は、その意匠権についての侵害を構成する。

第56条 権利主張の権利

(1) (改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行)意匠権所有者及び排他的ライセンスによるライセンシーは、侵害に関して権利主張する個別の権利を有する。

(2) (廃止—SG 73/06, 2006年10月6日施行)

(3) 非排他的ライセンスによるライセンシーは、契約に別段の規定がある場合を除き、所有者の同意を得た場合に限り、権利主張を提起することができる。

第57条 侵害に係る権利主張

(1) 本法に基づく権利侵害に係る権利主張は、次のものとする。

1. 侵害の事実の確認に係る請求

2. 侵害停止に係る請求

3. 損害賠償に係る請求

4. (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)侵害の対象である製品及び侵害手段の差押及び破棄

(2) (改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行)請求人は、(1)に基づく権利主張と同時に、裁判所において次のものを要求することができる。

1. (改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行)侵害の対象である製品を請求人に与えること

2. (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)侵害の対象である製品の保全及び破棄に関する費用を請求人に支払うこと

3. (旧2.の本文, 改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行)裁判所決定の主文規定を、侵害者の費用において、裁判所が定める時期に、日刊紙2紙及び全国版テレビ局において開示すること

第57a条 補償金の査定(新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)

(1) 侵害の直接及び隣接の結果である物的及び非物的損害並びに利益損失のすべてに対して、補償金が支払われるものとする。

(2) 裁判所は、補償金の額を査定するときは、侵害に関連するすべての事情及び侵害の結果として得られた利得を考慮に入れる。

(3) 裁判所は、侵害者及び社会の他の構成員に対して防止及び警告の効果を有する公正な補償金を決定する。

第57b条 補償金の特例(新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)

(1) 請求には根拠があるが、その金額について十分なデータがない場合は、請求人は、次の補償金を要求することができる。

1. 500BGN から 100,000BGN まで。具体的金額は、第57a条(2)及び(3)の条件に基づく裁判所

の査定により決定される。又は

2. 侵害の対象である製品について、保護の範囲内にある意匠が組み込まれているか又は用いられている合法的に製造された製品の小売価格でのものと等価の額

(2) (1)にいう補償金を決定するときは、侵害の結果として受領された利得も考慮に入れる。

第 57c 条 侵害の対象である製品の差押(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

第 57 条(1)4. に基づく製品の差押は、一定の場所にある製品及び商業販売網にある製品の何れについても請求することができる。

第 57d 条 責任(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日)

法人及び単独事業者は、それらの代表者、従業者又はそれらの雇員が犯した、本法に基づく権利の侵害について民事責任を負う。この場合は、反証が挙げられるまでは、その罪を負うものとする。

第 57e 条 権利主張及び保全手続における証拠の提供

(1) (新設 SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 請求人がその権利主張を裏付ける証拠を提示し、さらに、当該事件の解決にとって重要である他の証拠であって被告の管理下にあるものを指摘した場合は、裁判所は、被告に対し、その証拠を提示するよう義務付けることができる。

(2) 裁判所は、(1)にいう条件に基づき、かつ、請求人の請求があったときは、被告に対し、その管理下にある銀行の、財務の及び商業の書類の知得の機会を提供するよう義務付けることができる。

(3) 請求人は、(2)に基づく書類に含まれている情報を開示しないよう義務付けられる。

(4) 本法に基づく保護の対象(意匠)の単一の又は 1 回の違法実施に関する証拠の提示は、(1)及び(2)の規定を適用する上で十分な根拠とみなす。

(5) 主張された侵害に関連する事情の存在は、本法に基づく保護の対象(意匠)の単一の又は 1 回の違法実施に関する証拠の提示によっても認定することができる。

第 57f 条 侵害に基づく、出所及び販売網に関する情報の請求(新設 SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 裁判所は、請求人による請求があったときは、被告又は第三者に対し、当該事件の解決にとって重要な事情に関する情報を提示するよう義務付けることができる。

(2) (1)の意味での「第三者」とは、次の行為をする者をいう。

1. 侵害の対象である商品を保有すること、又は
2. 侵害につながるサービスを提供すること、又は
3. 侵害を構成するサービスを使用すること、又は
4. 1. から 3. までにいう者によって、前記の製品若しくはサービスの製造、生産若しくは販売への参加者として指摘されている者

(3) (1)にいう情報には、次のものが含まれる。

1. 生産者、販売者、供給者及び当該製品又はサービスの他の前所有者、並びに卸売又は小売の販売者と推測される者の名称並びに宛先
2. 生産、供給、受領又は注文された数量及び当該製品又はサービスのために受領した資源に

関する情報

(4) (1)は、その適用が他の法律の規定の違反につながる虞がある場合は、適用しない。

(5) (1)から(3)までの規定は、直接又は間接の経済的又は商業的利益のために行われる行為に適用される。

第 57g 条 仮措置(表題改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) (改正—SG 59/07, 2006 年 3 月 1 日施行)意匠権侵害の場合、又はそのような侵害が行われるか若しくは一部の証拠が失われ、破棄され若しくは隠匿されると考えるに足りるデータがある場合は、裁判所は、当該権利の所有者又は排他的ライセンスによるライセンシーによる請求に基づいて、相手方当事者に通知することなく、次の措置の一部を認めることもできる。

1. 意匠の違法実施を構成していると主張されているか又は構成することとなる行為の実行禁止

2. 意匠を違法に実施したと主張されている製品及び侵害の証明にとって重要なその他の証拠の差押

3. そこにおいて侵害が行われているか又は行われることになると申し立てられている建物の封鎖

(2) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)仮措置の認容、執行又は取消は、本法に別段の規定がない限り、民事訴訟法典第 389 条から第 403 条まで(第 398 条第 1 文を除く)にいう命令に従って行われる。

(3) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)行為遂行禁止の仮措置は、裁判所によるその告示により執行される。

(4) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)(1)1., 2., 3. 及び 4. に基づく仮措置は、執行人によって執行されるものとし、執行人は、請求人の執行人に対する申請を受領してから 3 日以内に、当該措置の執行に関する告示を手渡すと同時に当該措置を執行する。将来の侵害を防止するために認容される仮措置は、その目的に沿った期間内に執行される。差し押さえられた財産は、目録を付して請求人により保管され、請求人は、それを証拠としてのみ利用することができる。

(5) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)請求人又はその代理人は、仮措置の執行に立ち会い、かつ、それに助力する権利を有する。

(6) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)(1)1. にいう仮措置は、違法実施を構成しているか又は構成することになると主張されている行為の遂行を助長するとの十分なデータがある第三者に対しても、執行することができる。

(7) 意匠権所有者又は排他的ライセンスによるライセンシーは、(1)にいう措置の際に知ることとなった情報を開示しない義務を負う。

第 58 条 職務意匠に関する請求

(1) 利害関係人は、職務意匠の確認を求める請求を提起することができる。

(2) 請求は、登録が知られてから遅くとも 1 年以内に提起しなければならない。

(3) 第 17 条(2)にいう紛争においては、決定された報酬に同意しない当事者は、その額に関

して請求を提起することができる。

第 59 条 先使用に関する請求

利害関係人は、先使用の確認を求める請求を提起することができる。

第 60 条 創作者及び共同創作者の地位に関する請求

(1) 意匠の創作者又は共同創作者であると主張する者は、登録の有効期間中いつでも請求を提起することができる。

(2) 特許庁は、効力を有する裁判所決定に基づいて、創作者を工業意匠国家登録簿に記入する。

第 60a 条 保全措置

(1) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行；廃止—SG 35/10, 2010 年 2006 年 8 月 12 日施行)

第 61 条 管轄権(改正—SG 30/06, 2006 年 7 月 12 日施行；改正—SG 73/06, 2006 年 6 月 13 日施行)

本法に基づく権利主張は、ソフィア市裁判所の管轄権に属する。

第 6 章 国境規制措置

第 62 条 適用範囲(表題改正—SG 43/05)

(1) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)意匠権所有者及び排他的ライセンスによるライセンスは、ブルガリア共和国の国境を越えて輸送された製品であって、本法によって保護される権利を侵害していると考えられる根拠があるものを留置するよう税関当局に請求することができる。

(2) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)国境規制措置は、次の製品には適用しない。

1. —2. (廃止—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

3. (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)旅客の手荷物の一部として輸送された非営利目的のもの。ただし、免税輸入又は免税輸出として定められている数量であることを条件とする。

4. 生鮮品

(3) (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日)この章の規定は、税関当局に提出されたすべての製品にも適用するものとし、税関制度が当該製品に関して作用したか否かに拘らない。

第 63 条 国境規制措置の適用条件(改正—SG 43/05)

(1) 国境規制は、意匠所有者からの申請書に基づくほか、税関当局の発意により適用される。その権利の所有者が恒常的宛先又は本部を国外に有する場合は、同人は、ブルガリア共和国の領域における司法上の宛先を提示しなければならない。

(2) (1)にいう申請には、当該商品についての詳細な説明を含めなければならない。申請には、特許庁が発行した当該意匠の登録証の写し及び登録が有効である旨の証明書が添付されてい

なければならない。

(3) (廃止—SG 35/10, 2010年8月12日施行)

(4) (改正—SG 73/06, 2006年10月6日施行)税関当局が第62条(1)に基づく事情が存在すると認めるときは、同当局は、当該製品を留置する。留置は、管轄の税関当局が発行した税関書類によって執行される。税関当局は、直ちに、申請人、荷送人及び荷受人に留置について通知するものとする。それらの者は、留置製品を検査し、かつ、それらに関する情報を受け取る権利を有する。

(5) (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)申請人が、(4)により留置に関して通知を受けてから10就業日以内に、事件の是非についての決定を求める手続が裁判所に提起された旨、又は保全が認められた旨の証拠を提出しなかった場合は、税関当局は、すべての通関要件が満たされていることを条件として、留置製品を解放する。申請人から理由のある請求があったときは、期間をさらに10日間延長することができる。

(6) (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)(5)に基づく法的手続の提起を受けた所轄当局は、利害関係人から上訴があったときは、留置措置の確認、修正又は取消の可否について裁定するものとする。

(7) (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)商品留置の申請を承認しない旨の税関当局による拒絶は、行政訴訟法典の規定により、ソフィア市裁判所への上訴の対象となる。

(8) (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)税関当局は、規制を遂行するときに留置を要求された製品を特定できなかつたこと、また誠実に行つた製品保管行為について責任を問われない。

第63a条 税関当局の発意による行為(新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)

(1) 税関当局は、その発意により又は他の国家機関からの請求に基づき、本法により保護される権利を侵害していると考えられる根拠のある製品を留置することができる。

(2) (1)に基づく場合においては、税関当局は、直ちに、第63条(1)に基づく者、物品の荷送人及び荷受人に通知し、かつ、それらの者に留置製品を検査する機会を与えなければならない。税関当局は、権利所有者に対し、審査遂行のための情報を要求することができる。

(3) (1)に基づく決定については、行政訴訟法典の規定によりソフィア市裁判所に上訴することができる。

(4) 製品の留置から10就業日以内に、事件の是非についての決定を求める手続が裁判所に提起されていないか、又は保全認容の裁定がない場合は、税関当局は、正規の輸入又は輸出のためのすべての要件が満たされていることを条件として、留置製品を解放する。

(5) 税関当局は、誠実に行つた商品留置行為について責任を問われない。

第64条 追加規則

この章の実施に係る手続及び方法は、閣僚会議の布告によって定められる。

第64a条 理事会規則1383/2003/ECの適用(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

この章の規定は、本法に基づいて保護される権利を侵害すると認められた商品に対する税関職員の行動に関する理事会規則1383/2003/ECの規定と矛盾しない範囲に限り適用する。

第7章 行政罰責任

第65条 行政侵害及び処罰(改正 SG 43/05 ; 追加-SG 73/06, 2006年10月6日施行)

(1) 第18条の保護に含まれる意匠を、その所有者の同意を得ないで模倣又は使用することによって製造される物品を、生産し、提供し、市場に出し、輸入し、輸出し又はそれらの目的で貯蔵した者は、500レフから1,500レフまでの罰金又は財産罰により処罰されるものとし、また、単独事業者及び法人に対しては、1,000レフから3,000レフまでの財産罰が課される。

(2) (1)にいう侵害が2度目のものである場合は、1,500レフから3,000レフまでの罰金が課されるものとし、単独事業者及び法人に対しては、3,000レフから5,000レフまでの財産罰が課される。

(3) 処罰命令の実行により侵害者が処罰された後1年以内に同一種類の侵害によりなされた侵害が2度目のものであるとする。

(4) 当該製品は、その所有者が何人であれ、国のために押収されて破棄されるものとし、所有者又は授権された者は、破棄に立ち会うことができる。

(5) (廃止-SG 73/06, 2006年10月6日施行 ; 新設-SG 35/10, 2010年8月12日施行)(1)及び(4)に基づく措置は、ブルガリア共和国の領域を通過した商品には適用しない。

第66条 侵害の成立(新設-SG 43/05)

(1) (改正-SG 35/10, 2010年8月12日施行)侵害は、特許庁長官が命令により任命した職員が検査実施後に作成した正式記録をもって成立する。検査を行う上で、内務省の部局の協力を要請することができる。

(2) 既に開始されている第29条の手續に基づいては、検査は実施されず、行政罰は課されないものとする。

第67条 職員の権限

(1) 第66条(1)にいう職員は、次の事項を実行する権限を有する。

1. 規制対象用地への立入りを要求すること
2. 実施された検査に関連する必要書類を要求すること及び専門家の査定のために資料を収集すること

(2) 前記の職員は、次の事項を行う義務を負うものとする。

1. 実施された検査における事実を、侵害に関する正式記録に正確に記述すること
2. 実施された検査に関連して当該職員が知ることとなった業務、生産及び商業上の秘密を守ること
3. 検査から得たデータを公にしないこと
4. 検査から得た情報を、行政手續の目的にのみ利用すること

第68条 協力義務(新設-SG 43/05)

第66条(1)にいう検査に関係する者は、次の行為を実行する義務を負うものとする。

1. 検査が行われる用地に妨害なしに立ち入れるようにすること
2. 当該職員が要求する書類及び証拠を提供すること
3. 保管のために残された製品を保全すること

4. 検査実施の際に当該職員に協力すること

第 69 条 行政罰の賦課及び執行(新設—SG 43/05)

- (1) 処罰命令は、特許庁長官又は同人が委任した職員により下される。
- (2) 罰金又は財産罰は、処罰命令又は罰を課す裁判所の決定が効力を生じてから7日以内に、自発的に履行されなければならない。また、当該金額は、特許庁の現金出納室において納付するか又は特許庁の口座に振り込まなければならない。
- (3) (改正—SG 105/05, 2006年1月1日施行;改正—SG 12/09, 2009年5月1日施行)(2)にいう期間の経過後、租税保険手続法典の手続により課される罰金又は財産罰の強制執行のために、処罰命令の写しを国家収入庁に送付するものとする。
- (4) 処罰命令又は裁判所の決定が効力を生じた後、国のために押収された製品は、破棄するために内務省の機関に引き渡される。

第 70 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の適用(新設—SG 43/2005)

この章に別段の規定がない限り、犯罪の立証、並びに処罰命令に係る発出、上訴及び執行は、行政犯罪及び処罰に関する法律の手続によって行う。

追加規定

§ 1

本法の適用上、用語の意味を次のとおりとする。

1. 「ヘーグ協定」とは、工業意匠の国際寄託に関する 1925 年 11 月 6 日のヘーグ協定を 1960 年 11 月 28 日に改正したものをいう。
2. 「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日にパリにおいて署名された工業所有権の保護に関するパリ条約を改正及び追加したものをいう。
3. (改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)「ロカルノ協定」とは、意匠の国際分類を設定する 1968 年のロカルノ協定をその後 1979 年に改正したものをいう。
4. 「国内工業所有権代理人」とは、特許法第 3 条(2)の意味での代理人をいう。
5. 「国家審査官」とは、特許法第 83 条(3)の意味での審査官をいう。
6. (新設—SG 43/05)「物品」とは、工業的又は手工業的方法によって取得され、人間の必要を満たすことを目的としている個々の製品又は取引上の単体をいう。
7. (新設—SG 43/05)「複合物品」とは、当該物品の分解及び組立の目的で代替可能な複数の部品により構成されている物品をいう。
8. (新設—SG 43/05)「複合物品の部品」とは、当該物品に組み込むことを目的とした、構造上個別の要素であって、独立した取引の対象となるものをいい、その例としては、自動車のハンドル、ライト、自転車のペダル、瓶の栓等がある。
9. (新設—SG 43/05)「組の物品」とは、外面模様の 1 表象又は様式上の原則に従属し、かつ、食事用具の、子供の遊具の組物及び組物の家具等共通の目的を有する構造的に分離、独立した物品をいう。
10. (新設—SG 43/05 ; 改正—SG 35/10, 2010 年 8 月 12 日施行)「物品の組合せ」とは、内装の形態について共通の原則を有する物品の様式上の組合せをいう。
11. (新設—SG 43/05)「包装」とは、他の物品を包装及び／又は輸送するために用いられる物品をいう。
12. (新設—SG 43/05)「図形的表象」とは、物体、概念、表象等を表示し又は認識するために用いられる標識をいう。
13. (新設—SG 43/05)「印刷書体」とは、定められた方法で描かれた文字、数字及び記号の組合せをいう。
14. (新設—SG 43/05)「事情に通じた使用者」とは、当該意匠が含まれているか又は用いられている製品が属するそれぞれの経済分野における知識、経験及び利害関係を有している使用者をいう。
15. (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)「商品の輸入又は輸出」とは、本法に基づく保護の範囲内にある意匠が組み込まれているか又は用いられている製品をブルガリア共和国の国境を越えて実際に輸送することをいい、税関制度が当該製品に関して作用したか否かを問わない。

§ 1a (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

本法の規定であって、欧州連合の加盟国に適用するものは、欧州経済地域の他の国に対して

も適用する。

経過規定及び最終規定

§ 2

本法により与えられる意匠の法的保護は、著作権及びそれに類する権利に関する法律に基づく同時の保護を排除するものではない。

§ 3

本法は、その施行時までに最終決定が下されていない工業意匠の登録を求める請求にも適用される。

§ 4

商標及び工業意匠に関する法律に基づく工業意匠の登録による保護の有効期間であって本法施行時までに満了していないものは、第 15 条に従って決定される。

§ 5

本法は、商標及び工業意匠に関する法律(公布 SG 95/67 ; 改正及び追加 SG 55/75, SG 56/86, SG 27/93)第 II 節, 並びに同法第 1 条, 第 46 条, 第 47 条, 第 48 条, 第 49 条, 第 50 条, 第 51 条及び第 52 条の工業意匠に関する部分を廃止する。

§ 6

特許法(公布 SG 27/93 ; 追加 SG 83/96 ; 改正 SG 11/98)を次のとおり改正し, 追加を施す。

1. 第 80 条 2. において, 「工業標本」を「工業意匠」に置き換える。
2. 経過規定及び最終規定の § 10 において, 「職務発明」の後に「実用新案及び工業意匠」を付加する。

§ 7

刑法典(公布. . . ; 改正. . .)を次のとおり改正し, 変更する。

1. 第 173 条(2)において, 「工業標本」を「工業意匠」に変更し, 「合理化」を「実用新案」に変更する。
2. 第 174 条において, 「工業標本」を「工業意匠」に, また, 「合理化」を「実用新案」に変更する。

§ 8

商法(公布 SG 48/91 ; 改正及び追加 SG 25/92, SG 61, 103/93, SG 63/94, SG 63/95, SG 42, 59, 83, 86, 104/96, SG 58, 100, 124/97, SG 52, 70/98, SG 33, 42, 64/99)を次のとおり変更する。

1. 第 587 条(1)において, 「工業標本」を「工業意匠」に変更する。
2. 第 588 条において, 「工業標本」を「工業意匠」に変更する。

§ 9

法人所得税法(公布. . . ; 改正. . .) § 1 第 8 号において, 「工業標本」を「工業意匠」

に変更する。

§ 10

協同組合法(公布. . . ; 改正. . .)第 31 条(1)において, 「工業標本」を「工業意匠」に変更する。

§ 11

会計法(公布 SG 4/91 ; 改正及び追加 SG 26/92, SG 55/93, SG 21, 33, 59/96, SG 52/97, SG 21/98, SG 57/99)第 19 条(2)2. において, 「標章」の後に「工業意匠」を付加する。

§ 12

閣僚会議は, 工業意匠登録出願の作成, 出願及び審査に関する布告, 並びに手数料率表を承認する。

§ 13

特許庁長官は, 本法の施行に関する指示を下す。

§ 14

本法の施行は, 特許庁長官が担当する。

§ 15

本法は, 官報における公布から 3 月後に施行する。本法は, 1999 年 9 月 2 日の第 38 回国民議会によって採択され, 国民議会の公式印章が付された。

経過規定及び最終規定 (SG 43/05)

§ 32

本法は、その施行時までには最終決定が下されていない工業意匠登録出願についても適用する。

§ 33

根拠のある現存の登録無効請求は、本法に従って審理する。

§ 34

本法は、官報におけるその公布から 3 月後に施行する。

租税保険手続法典(公布—SG 105/05, 2006年1月1日施行)の経過規定及び最終規定

§ 88

本法典は、2006年1月1日から施行する。ただし、経過規定及び最終規定の第179条(3)、第183条(9)、§10第1号(e)及び第4号(c)、§11第1号(b)及び§14第12号は、官報における本法の公布日から施行する。

行政訴訟法典(公布—SG 30/06, 2006年7月12日施行)の経過規定及び最終規定

§ 142

本法典は、次のものを除き、官報におけるその公布から3月後に施行する。

1. 第3部, §2第1号及び第2号—第3章の廃止に関するもの, 第II節「裁判所命令による上訴」, §9第1号及び第2号, §15, §44第1号及び第2号, §51第1号, §53第1号, §61第1号, §66第3号, §76第1号から第3号まで, §78, §79, §83第1号, §84第1号及び第2号, §89第1号から第4号まで, §101第1号, §102第1号, §107, §117第1号及び第2号, §125, §128第1号及び第2号, §132第2号, §136第1号, 並びに §34, §35第2号, §43第2号, §62第1号, §66第2号及び第4号, §97第2号, 並びに §125第1号—「地域的」の「行政的」による置換え, 及び「ソフィア市裁判所」の「ソフィア行政裁判所」による置換えに関するものは, 2007年5月1日から施行する。
2. 第120段落は, 2007年1月1日から施行する。
3. 第3段落は, 官報における本法典の公布日から施行する。

工業意匠法の改正及び追加の法律(公布—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)の経過規定及び最終規定

§ 28 (ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行)

共同体意匠であって、ブルガリア共和国の欧州連合への加入の日までに有効であるもの、及び同日までに行われた共同体意匠出願は、ブルガリア共和国の領域において効力を有する。

§ 29

本法は、官報におけるその公布から 1 月後に施行する。ただし、§ 6, § 15, § 23, § 27 及び § 28 は、ブルガリア共和国の欧州連合への加入に関する条約の発効日から施行するものとし、§ 19 は、2006 年 7 月 31 日から施行する。

民事訴訟法典(公布—SG 59/07, 2008年3月1日施行)の経過規定及び最終規定

§ 61

本法は、2008年3月1日から施行する。ただし、次のものは、官報における本法典の公布から3日後に施行する。

1. 第7部「欧州連合法制の適用を受ける民事訴訟手続に関する特別規則」
2. 段落2(4)
3. 第32a章「外国裁判所及び外国機関の決定の履行の承認及び容認に係る特別規則」の第307a条から第307e条までによる置換え、並びに第7部「子供の返還又は人的関係の権利の行使に係る訴訟」の第502条から第507条までによる置換えに関する段落3
4. 段落4(2)
5. 段落24
6. 段落60

租税保険手続法典の改正及び追加に関する法律(公布—SG 12/09, 2009年5月1日施行;追加—SG 32/09)の経過規定及び最終規定

§ 68 (追加—SG 32/09)

本法は、2009年5月1日から施行する。ただし、§ 65、§ 66 及び § 67 は、官報における本法の公布日から施行し、§ 2 から § 10 まで、§ 12 第 1 号及び第 2 号—段落 10 並びに段落 11 第 8 号(a)、第 9 号及び第 12 号に関するもの、並びに § 53 から § 64 までは、2010年1月1日から施行する。

工業意匠に関する法律の改正及び追加に関する法律(公布—SG 35/10, 2010年8月12日施行)
の経過規定及び最終規定

§ 41

(1) 本法は、その施行後に行われた工業意匠登録出願、及び有効な決定が下されていない工業意匠登録出願に適用する。

(2) 本法施行前に公告された意匠登録出願は、旧手続に基づいて審理される。

§ 42

本法は、その施行前に有効な決定が下されていない登録取消請求に適用する。

§ 43

閣僚会議は、本法の施行から6月以内に、第41条(4)にいう布告を採択するものとする。

§ 44

本法は、官報におけるその公布から3月後に施行する。ただし、次のものは、本法の公布から9月後に施行する。§ 2, § 3, § 5, § 14 第3号, § 15, § 16 第1号(d)及び第2号, § 18, § 19 第2号及び第3号, § 20, § 21, § 24, § 27, 並びに § 29